

紀北信用金庫の地域金融円滑化の為の基本方針

紀北信用金庫

1. 基本方針・取組方針

紀北信用金庫は地域金融の円滑化に対して全力で地域の中小企業及び個人のお客様を応援します。

都市部においては経済状況の底打ち感も見られますが、当地域における経済状況は未だ厳しい状況であります。地域産業の長期低迷により地元企業の雇用状況もさらに厳しく、過疎化の要因の一つとなっております。その中で地域金融機関として、中小企業や個人のお客様に対して安定した資金供給を継続する事が当金庫の最大の責務と認識致しております。

平成21年12月4日金融円滑化法が施行され、ますます積極的に取組みすべく資金計画や返済計画についてのご相談・ご支援に応じさせて頂く事でこの地域を応援致します。又、資金の提供のみならず、これまで通りお客様の抱えている問題を十分把握した上で、その解決に向け全力で取組む様、各本支店に於いても徹底致しております。

2. 金融円滑化の実施に向けた体制整備

当金庫は上記取組み方針を適切に実施するため、以下の整備体制を図っております。

- ・理事会等において、基本方針・体制整備・対応策等の金融円滑化に対する体制整備や金融円滑化管理責任者等の選任等を決議いたしました。
- ・各本支店についても、金融円滑化に対する担当者として、部店長・融資担当渉外担当者等を選任して積極的に推進出来る体勢としています。
- ・お客様へのご周知として、住宅ローン取引先へのDM発送、取引企業への訪問による周知、[店頭掲示によるご案内](#)、当庫ホームページによるご案内、地元新聞広告への掲載等により多くのお客様にご案内致しております。

3. 金融円滑化法の専用苦情相談窓口

三重県尾鷲市野地町1番3号

紀北信用金庫 本部融資部 Tel 0597-23-2341

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類（平成24年9月末現在）

紀北信用金庫

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 「金融円滑化基本方針」を平成21年12月9日に定め、当該措置の実施に関する方針を明記し、当金庫の取組方針などを、ホームページ上で公開しました。

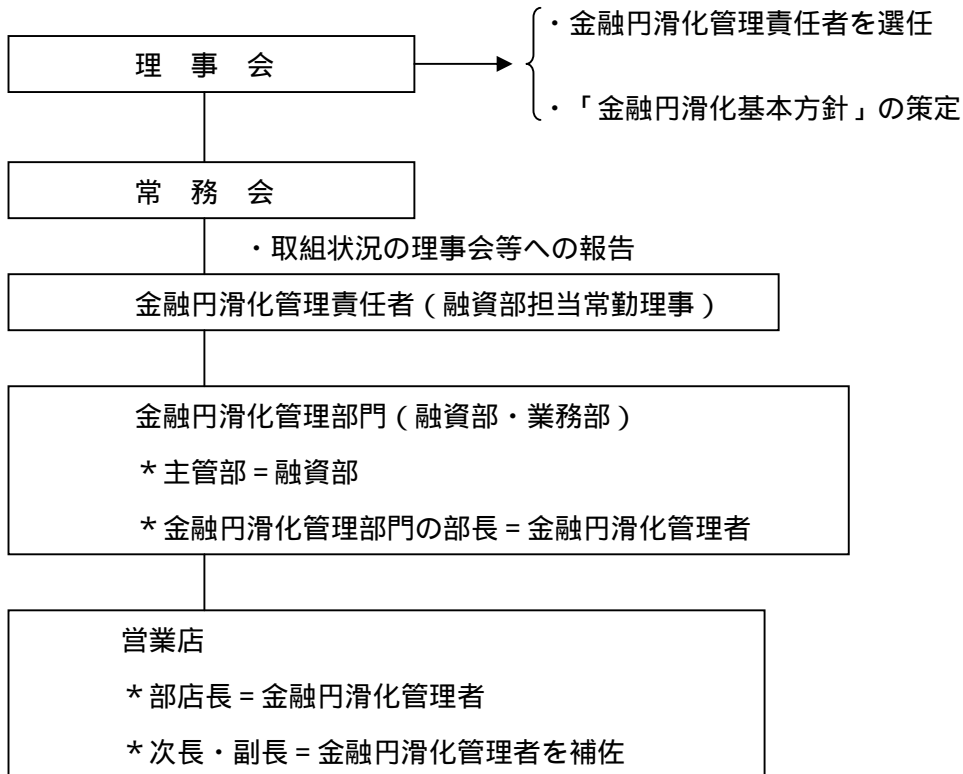
< 当金庫の取組方針 >

地域金融機関として、中小企業や個人のお客さまに対して安定した資金供給を継続することが当金庫の最大の責務と認識しております。

私どもは、ますます積極的に取組みすべく資金計画や返済計画についてのご相談・ご支援に応じさせて頂くことでこの地域を応援致します。又、資金の提供のみならず、これまで通りお客さまの抱えている問題を十分把握した上で、その解決に向け全力で取組む様、各本支店に於いても徹底致しております。

2. 上記1にあわせて、当該措置に係る体制を明記しました。

< 金融円滑化の管理体制 >



第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握する為の体制整備

1. 平成21年12月9日に定めた「金融円滑化基本方針」に、金融円滑化管理に係る報告体制を明記し、貸付条件の変更等の相談等における記録の作成・保管及び報告に関する手続き等についても明記しました。
2. 金融円滑化法に伴う取組状況や取組実績等について、適時、理事会等において報告する体制と致しました。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行う為の体制整備

苦情相談については、本部融資部においてお客様からの苦情を直接受ける体制として適切な対応が行えるよう以下のとおり、本部に専用窓口を設置しました。

尚、各営業店についても苦情等の相談を店長等、責任者が受付け致します。

< 苦情相談窓口 >

紀北信用金庫 本部融資部 苦情相談窓口 電話番号 0597-23-2341

本店営業部 0597-22-1411 海山支店 0597-32-1231 輪内支店 0597-28-2301

熊野支店 0597-89-3311 中井支店 0597-22-3511 古戸支店 0597-22-5431

長島支店 0597-47-1234

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該中小企業者の事業について、改善又は再生の為の支援を行うための体制整備

金融円滑化法に伴う条件緩和を実施した企業については、作成した経営改善計画書等の経過チェック及び相談・支援を継続し、決算月を基準として計画との乖離を検証する。

尚、担当者は営業店の役席者として、必要に応じて再生計画の見直し等についても、積極的に取組み支援します。

金融円滑化法に伴うご相談等の実績

平成21年12月4日施行の中小企業等金融円滑化法の実績は、平成24年9月末現在で別添の通りとなりました。

別添、法第4条及び第5条に基づく措置の実施状況へ